資料1-2 プロサバンナ事業の今後の進め方についての外務省としての考え

方に関する外務省から NGO への口頭伝達ーモザンビーク共和国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援事業環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」を踏まえ、外務省及び JICA で検討し外務大臣にも諮った結果を受けた牛尾滋審議官による説明及びその後の JVC 及びモザンビーク開発を考える市民の会とのやりとり(註:この記録は、NGO側の録音(一部欠落)に基づくものである。)

■日時・場所:2018/03/01 (木) ODA 政策協議会前@京都市国際交流会館

■出席者

外務省国際協力局審議官/NGO 担当大使 牛尾滋

特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター(JVC)谷山博史、渡辺直子 モザンビーク開発を考える市民の会 大林稔

牛尾:今後の進め方について外務省としての考え方をお伝えしたい。1. 先般の梨田局長との面会の際にお伝えしたが、異議申立て調査報告書をモザンビーク政府に伝達した。調査報告書の提言内容を受けてモザンビーク政府に適切かつ主体的な取り組みを求めたところ、モザンビーク政府からはマスタープランの最終化に向けて反対派も含めた現地の市民社会や農民・住民の皆様との対話に丁寧かつ主体的に取り組むとして、日本に対し支援要請があった。

渡辺:支援要請?

大林:対話に関する支援ということではなく?

牛尾:だからそれをやるから。やるから要するに最終化に協力してくれと。

大林:わかりました。

牛尾:二番目。それで・・大臣のご判断。括弧1。外務省・JICA として反対派を含む参加型意思決定ルールに基づく議論の実現について、必要に応じモザンビーク政府の主体的な取り組みを支援し後押ししていくこととした。モザンビーク政府には丁寧なプロセスを経て対話をすすめるように求めたい。2ポツ。本邦 NGO の皆様から、プロサバンナ事業について率直かつ忌憚のないご意見、具体的ご提案をいただきたい。また現地の市民社会・農民・住民からも同様にご意見・具体的なご提案をいただきたい。ドラフトマスタープランの(技術的)内容についても、ご意見や具体的ご提案があれば、ぜひ出していただきたい。3番目。われわれの対話のドアは常に開いている。今後も率直に意見交換を続けていきたい。プロサバンナ事業に関する本邦 NGO と外務省・JICA との意見交換会は昨年1月を最後に開催されて

(録音停止。1分程度。)

牛尾:じゃあそれ、ちょっと考えさせてください。

谷山:これ大臣にぜひ、やっぱり正式に伝わったほうがいいので、その中で我々と協議をす

るとしたらば、その意味するところは何かというか、

牛尾:これを出すことは構わない。

大林: 今、口頭でお伝えいただいているので、それは構わないと。ぜひ、その辺はご尽力いただければありがたいですね。

牛尾:以上です。

大林: それともうひとつ。直近の質問ですけども、渡辺さんがおられるんでですね、渡辺さんのビザが事実上発給停止になっている。そこはどうなんでしょうか。

牛尾: えー、二つある。共有いただいた州農業局長の発言記録については、近くモザンビーク政府に共有し、人権への配慮をあらためて求めたい。ちょっと日程調整をしていて、どう渡すかというのは今のところあれなんですが、これはちゃんと日程調整して渡します。

大林:わかりました。

牛尾: それともし、他にも人権侵害と主張されるケースがあれば、日時・場所・発言機会等の具体的な情報を提供いただきたい。

2番目。渡辺直子さん、氏へのビザ不発給の問題については、外務省としてモザンビーク政府に引き続き働きかける考えである。また、今後モザンビークへの渡航予定があれば、お知らせいただきたい。なお、在京大使からの面会要請については、何かご懸念があれば外務省が同席する。ということです。

大林:なるほど。

牛尾: それでもうひとつ梨田さんが言っていたのが、要するに在京で埒があかなければ本国に・・ということです。

谷山:本国ベースで?

牛尾: だから、要するに (x x x 聞こえず) 受けてはくれないと言いますけども・・

大林: まぁこちらは大使館経由で外務省に掛け合ってほしいですね。

牛尾:それじゃ埒があかなければ、要するに(XX 聞こえず)

谷山: そのまま進めると言うことに対して、私たちがどう答えるかということがあると思うんですけれども、ほんとに市民社会とちゃんと対話して、反対派を含めてということであれば、ひとつの実例じゃないが、証拠としては、渡辺が入れるかどうかということが、

大林:そうですね。

牛尾:だからうちとしては、そういうことを支援しますよと。要するに在京で埒が明かないのであれば、だから、要するに、うちの大使が・・

渡辺:仕組みがよくわかっていないんですが。

牛尾:まず向こうが言っているのが、おそらく僕らの仕組みだとまずはとりあえず在京の大使に言ってくれっていうふうに言うんですよ。まだここにいるわけだし、渡辺さんにまず意見聴取をすると。応じるかどうかは知らないですよ。応じなくてもいいんですけれど。そのことで埒があかないのであれば、要はですね、訓令をうって、大使に、これは命令だから、

向こうの政府にかけあえと。向こうの大臣にかけあえと・・

谷山: それはもう、ぜひ今にでもしてほしい。

牛尾: それはね。そういう用意がありますよと。

渡辺:それが、梨田局長のお言葉?外務省?

谷山:梨田さん。

牛尾:梨田さんがこの前お伝えしたのは、要するにレベルアップもするし、

谷山:レベルアップというのはそういう意味だったのか?

牛尾:そうそうそう。

大林:今渡辺さんので読んでいただいたのは梨田局長の見解ですね?

牛尾:そうそう。

渡辺:で、先ほどのが大臣?

大林: そうそうそう。

牛尾: それでだめだったら本国で・・

谷山: 梨田さんと会った時にレベルアップと言っていた言葉の脈絡は、もう少しハイレベルで話をするよ、自分が行ってもいいよ、局長が自分で・・

牛尾: それでもし埒があかなければ

谷山:だったら、これは新しい提案ということ?

渡辺:もう一方の事業のほうで、外務省が大使に諮る・・ものなんですか?大使に諮って、 その言葉が・・

大林:事業はあんまり大使は関係ない。ビザの話。

渡辺:一番最初の話はじゃあどこから出てきた話。あ、大使じゃない、大臣だ。

大林:大臣。

渡辺:外務省から大臣に・・

牛尾:それを諮ったと。

大林: 大臣の決裁が今の文言でおりたということ。渡辺: その諮るというのは通常のプロセスでやるものなんですか?

牛尾: 当たり前ですよ。 諮らないでこんなことできないじゃないですか。

渡辺:いや、この状況下でどういうことがどういう風に伝えられているのかなというのが、 ちょっとよくわからないというか。

牛尾:プロサバンナの話で言うと、向こうから要請があったときに、これやるんですかやらないんですかというのは、これだけ事が大きくなっていて、さすがに大臣に諮らなきゃやばいでしょと。社長に相談しますよね。社長が外務省という会社としてこうやりなさい、と。

大林: だから今回はそういう意味では名義上のハンコを押すだけの、社長印押すだけの話じゃなくて、一応社長の判断をあおいだということ。

牛尾:そう。大臣ですから。

渡辺: それはどういうタイミングで諮るものなんですか?大臣に。

牛尾:だって、要請書出てきて、異議申立書に対して、要するに JICA の事業部が理事長にこうしましょう、いう事ききましょうと、・・・要するに異議申立書に対する環境社会配慮ガイドライン・・の審査結果は、まぁ一応その、人権侵害はあったかどうかはわかんないけれども、わかんないというか、あったかどうか確定できていないけれども、ちゃんと反対派とやるようにしなさいと書いてあると。で、それを受けて、JICA 事業部は理事長に意見を出した。それはだから、要するに、提言の内容に従ってやりますと。近く起こるのは、だから JICA の理事長が、じゃあ、こうしなさい、と・・・

渡辺:そのプロセスというのに、その、今起きている公開質問状だったりとか、ODA政策協議会でこれだけ質問出していたりとか、まだ農民の意見書が出ていないという状況は反映されないということなんですか?

牛尾: それはわかんないですよ。それは JICA がいつ、要するにね、判断をするのかっていうことは、まぁ結果が出されましたという話で、したがって、正直言って箸の上げ下ろしまで僕らはできませんと。 JICA は JICA で・・・

渡辺: それを受けて外務省が大臣に諮ったということ? その際に現地の状況が考慮されなかったのかという質問なんですけど。

牛尾:だから、これは要するに実施機関があくまでJICA なので。

渡辺:でも監督省ですよね。

牛尾:一応、だけど、もう今独立行政法人だから。昔の関係じゃないから。昔は箸のあげおろしまでやってたけど。

谷山:ということは JICA の理事長の判断が先にあって、それを受けて、大臣がこういうものを出したと。

牛尾:ちがうちがうちがう。二国間の経済協力っていうのは、政策的にやるやらないは外務省が決める。実施はJICA。JICAが決めたからこっちくるってことじゃない。

渡辺: それは今やっぱり予算とかの議論をしているから今のタイミングだったということですか? これだけのことが起きていて、いまだ。で、人権侵害の対応がまだ終わっていないなかで、大臣の結論がそうやって出てくるっていう、その流れ自体がよくわからない。

牛尾: それは要請があったから。

渡辺:誰から要請があったんですか?

牛尾:モザンビークから。

渡辺:モザンビークから要請があった・・・。

牛尾:もう一回読みましょうか。

谷山:やっぱり後で渡してもらったほうがいい。

渡辺:そうですよね。

牛尾:はい、わかりました。でも、もう一回読みますね。

いずれにしても。先般の梨田局長との面会の際にお伝えしたが、異議申立て調査報告書をモザンビーク政府に伝達した。調査報告書の提言内容を受けてモザンビーク政府に適切かつ主体的な取り組みを求めたところ、モザンビーク政府からはマスタープランの最終化に向けて反対派も含めた現地の市民社会や農民・住民の皆様との対話に丁寧かつ主体的に取り組むとして、日本に対し支援要請があった。

谷山:ちょっと今日は全部話せないですから。

牛尾:今日の話は今日準備もしてきている。今日の話は今日の話でしましょう。

渡辺:はい。

大林:わかりました。

谷山:この後、そのまま、はいそうですかっていう・・

牛尾: いやだから、了承なんか求める立場じゃない。それはもう、お伝えしたと思うけど、 了解してくださいっていう関係でもないし、

大林:要するに大臣はこう言ってますということですよね。我々がどう考えるかは別の問題で。

牛尾:そう、だから、反対があるんだったら言ってくださいと。

谷山: 牛尾さんのことじゃないですよ。ただ、すごく急いでいるという感じがしている。いろんなことをまだちょうど事実確認したりだとか、異議申立の審査報告書に対しての意見書がまだ終わってないっていうなかで違和感があるから、それは NGO 側で対応を考えて、

牛尾: それは考えていただいて・・

大林:わかりました。

牛尾: それは十分言っていただいていいので。対話のドアを閉ざすなということなので。

渡辺:そうなんですよ。大臣からのそういう決定がおりたっていうことが、何を意味するんですか?要は JICA とかに対するゴーサインということ?そういうことではない?

牛尾:いや

大林: いや。JICA に対して、反対派を含めた対話をしなさいと、するんだったらゴーですよと。

牛尾: そう。 そういうことですね。

大林:逆に言えばしないんだったらゴーじゃないですよと。

牛尾:ゴーじゃないですよと。そういうことなんですよ。

渡辺:じゃあ、あの異議申立の結果とあまり結論的には変わってないと。

牛尾: それに従うということです。

大林: 一応異議申立のあの審査報告を尊重した形になっているわけですよね。 異議申立の審査結果自体に我々は不満なんだけれども、それは別の問題で。

牛尾:ということなんで・・

大林:条件つきのゴーということですよね。

牛尾:もう一回やんなきゃいけないわけですよね。ちゃんとやるんだろうな、と。

大林: だから、一つ問題は、その場合、対話のチャンネルといった場合に、一つ曖昧なのは、

今までやってきた協議の場を活用するのか、あるいはまた別に・・

牛尾:それはちょっとまた別の段階でお話ししましょう。

大林: そうですよね。それともうひとつ、モザンビーク側の対話はどうなるのかっていうのは、そこはまたちょっといろいろ話さなければいけない。JICA も含めて話さないと。NGO としては現地の支援という恰好で監視も含めて日本側がどうするのか

牛尾:だからそれはモニタリングどうするのかっていう話でしょう。

大林:そうです。

牛尾:そこにむしろ NGO さんの役割を私は・・

大林: そうですね。ちょっとゆっくり考えないといけないですね。とりあえず今日は重大な決定がなされたということで。

牛尾:今日は・・ご質問していただければお応えします。

大林:わかりました。

谷山:そういうことだったんですか。